

介護保険制度における利用料負担の廃止等を求める意見書

障害者総合支援法と介護保険制度上の年齢によるサービス利用の区分・格差の不合理的な問題が、障害者・家族を混乱させ、サービスの利用における内容制限・時間短縮やあらたな負担問題などをつくり出している。

とりわけ、障害者総合支援法第7条（介護保険優先原理）の規定によって、障害福祉サービスであっても、介護保険に「相当」「類似」するサービスは介護保険での提供とされ、また住民税非課税世帯に対し、障害福祉サービスの利用料が無料であるにもかかわらず、介護保険サービスは利用料を徴収されるなど、障害者の生活実態を無視していることはいうまでもなく、2つの制度の整合性からいっても納得できるものではない。

こうした問題をなくすために、介護保険制度における保険料負担を大幅に軽減するとともに、利用料負担をなくすことを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年6月25日

兵庫県南あわじ市議会議員 小 島 一

意見書提出先

◎ 内閣総理大臣 安 倍 晋 三
〒100-8914 東京都千代田区永田町 1-6-1

◎ 厚生労働大臣 田 村 憲 久
〒100-8916 東京都千代田区霞ヶ関 1-2-2